

認知症予防のための補聴器購入費助成 補聴器販売店用Q & A

- Q1 医師意見書（様式第2号）を持参しない方から、助成を受けるため、見積書を作成して欲しいと依頼がありました。見積書を作成しお渡ししてよいでしょうか。
- A1 医師意見書（様式第2号）がない方へは、助成を受けるための見積書の作成はしないでください。お忘れの場合は持参を、耳鼻科未受診の場合は、まずは受診し医師に相談するようご案内してください。
- Q2 医師意見書（様式第2号）について、医師の作成日から3か月経過したものを持参した方がいます。この意見書に基づいて、見積書を作成してよいでしょうか。
- A2 作成から3か月を経過した医師意見書は無効です。再度受診いただくようご案内してください。
- Q2-2 医師意見書（様式第2号）では、補聴器を両耳に装用するよう指示がありますが、お客様の希望で片耳のみで見積書の作成を依頼されました。医師意見書とは異なりますがよいでしょうか。
- A2-2 **見積書に「本人希望により片耳のみ」など理由が分かる一文を記載してください。片耳のみ装用が必要と記載された医師意見書で、両耳の見積書の作成は認められません。**
- Q3 見積書は決まった様式がありますか。
- A3 ありませんが、補聴器（非課税対象機器）の明細、価格、**補聴器の種類**、見積年月日がわかるようお願いします。
- Q4 申請時点で74歳の方が誕生日を迎え、購入時には75歳になった方がいます。決定通知書に基づき、補聴器を販売してもよいでしょうか。
- A4 年齢は申請時点で対象か否か確認していますので、販売していただいて結構です。
- Q5 見積には交換用電池等の付属品、アフターサービスなども含めてよいでしょうか。
- A5 いいえ。補聴器本体のみです。付属品などは助成対象外です。
- Q6 見積書を作成したお客様が、認知症予防のための補聴器購入費助成決定通知書（様式第3号）を持参されました。補聴器を販売してよいでしょうか。
- A6 はい。見積書のとおり、補聴器の販売をしてください。なお、お客様よりお支払いいただくのは、購入価格から助成額を引いた額です。
また、認知症予防のための補聴器購入費助成決定通知書（様式第3号）に同封されている、認知症予防のための補聴器購入費助成実績報告及び請求書兼委任状（様式第5号）の引き渡しを受けてください（申請者が記入すべき箇所への記載があるか要確認）。

- Q 7 見積書作成時と違う機種の補聴器を希望されている方がいます。違う機種を販売してもよいでしょうか。
- A 7 いいえ。助成は提出された見積書により決定をしていますので、機種変更はできません。
- Q 8 認知症予防のための補聴器購入費助成実績報告及び請求書兼委任状（様式第5号）は、いつまでに提出すればよいでしょうか。
- A 8 提出期限は、補聴器を販売した日から30日以内又は3月31日のいずれか早い日までです。提出期限までに必着ですので、ご注意ください。期限に遅れた場合は助成金の支払いはできません。年度末近くに相談を受けたときは、提出期限に間に合うかご確認を忘れずにしてください。
- Q 9 受任者の欄はゴム印で押印してもよいでしょうか。
- A 9 必要事項が漏れなく記載されていれば構いません。ゴム印、手書きいずれも読めるように記入をしてください。訂正の場合は、代表者印で訂正印を押印してください。
- Q 10 認知症予防のための補聴器購入費助成実績報告及び請求書兼委任状（様式第5号）は、どこに提出すればよいでしょうか。
- A 10 提出先は保健所健康増進課（新潟市中央区紫竹山3丁目3-11）です。持参、郵送は問いません。
- Q 11 認知症予防のための補聴器購入費助成実績報告及び請求書兼委任状（様式第5号）に添付する領収書の金額は見積書と同じ金額でしょうか。
- A 11 領収金額は見積書の金額から助成額を差し引いた金額となります。助成額を含んだ額ではありません。
- Q 12 認知症予防のための補聴器購入費助成実績報告及び請求書兼委任状（様式第5号）に添付する領収書は宛名がなくてもよいでしょうか。
- A 12 いいえ。助成を受けた方（補聴器を購入された方）がわかるように、お名前を入れて発行してください。
- Q 12-2 認知症予防のための補聴器購入費助成実績報告及び請求書兼委任状（様式第5号）に添付する領収書はクレジットカードの売上傳票でもよいでしょうか。
- A 12-2 いいえ。クレジットカードの売上傳票など、カード処理機から出力される伝票では、支払った金額はわかっても、何に対しての支払いなのか不明ですので、補聴器販売の領収書の代わりにはなりません。必ず、本人宛、日付、但し書がわかる領収書の写しの添付が必要です。

Q13 認知症予防のための補聴器購入費助成実績報告及び請求書兼委任状（様式第5号）は補聴器販売店ですべて記入してよいでしょうか。

A13 請求書兼委任状にあたる箇所は、請求者兼委任者（助成を使って補聴器を購入された方）が、受任者欄は補聴器販売店の方が記入します（下図参照）。特に請求者兼委任者の氏名の代筆はできませんので、ご注意ください。

様式第5号（第4条関係）

認知症予防のための補聴器購入費助成実績報告及び請求書兼委任状

赤枠は請求者兼委任者が記載

(宛先) 新潟市長 年 月 日

請求者兼委任者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 支給番号第 号で助成決定を受け、次のとおり補聴器を購入し引き渡しを受けましたので報告します。併せて補聴器購入費助成金を請求します。なお、その受領の権限の一切を下記の事業者に委任します。

購入日 年 月 日	
補聴器購入価格（助成を受ける前）	円
申請者負担額	円
補聴器購入費助成 請求額	円

※添付書類 補聴器明細、購入した日付、価格がわかる領収書等の写し

青枠は補聴器販売店が記載

上記助成金の受領の権限を受任しました。助成金は下記口座に振り込んでください。

年 月 日

受任者 (事業者)	住 所		
	名 称		
	代表者氏名		
	振込口座	() 銀行・信用金庫・信用組合・農協 () 本店・支店・支所	
1 普通 2 当座		口座番号 ()	
	(フリガナ) 口座名義		

※認知症予防のための補聴器購入費助成実績報告及び請求書兼委任状は、補聴器を販売した日から30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに提出（必着）してください。

この欄に訂正印を押す場合は代表者印です（担当者の印不可）

Q14 認知症予防のための補聴器購入費助成決定通知書は補聴器販売店で保管するものでしょうか。

A14 いいえ。決定通知書は申請した方へ交付しているものです。必ず申請者（お客様）へ返却してください。また、他書類と併せて保健所へ提出することのないようご注意ください。